

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）

（人事課）

一 趣旨

平成二十七年十月十九日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、公務の運営に支障がないと認める場合に限り、職員の申告を考慮して勤務時間を弾力的に割り振ることができる制度である、いわゆるフレックスタイム制を設けるための改正

二 内容

- (一) 職員の勤務時間について、四週間の範囲内において一週間当たり三十八時間四十五分となるように割り振ることができることとする。
- (二) 勤務時間の弾力的な割振りを行うことにより、育児又は介護を行う職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間において週休日を一日設けることができることとする。

三 施行期日

平成二十八年四月一日